

議員提出意見書案第1号

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第1号）第8条第2項の規定により提出します。

平成28年3月18日

生活産業常任委員長 関根保良

須賀川市議會議長 広瀬吉彦様

## 福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安箱」を参考に、各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

この最低賃金の引上げについては、平成 25 年に政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」ならびに「日本再興戦略」において、引上げの意向が示されているとともに、平成 22 年には政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、平成 32(2020) 年までの目標として、できるだけ早い時期に全国最低 800 円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均 1,000 円を目指すことで合意されている。

最低賃金の引上げは、全労働者の 4 割にも達しようとしている非正規労働者の所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、日本経済がデフレからの脱却を図り、持続可能な経済の好循環に結び付けるためには、最低賃金の大幅な引上げが必要不可欠である。また、来年 4 月に予定されている消費税率の引上げが、非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金が持つセーフティネット機能を維持するためにも、物価上昇と消費税率の引上げ分を考慮した最低賃金額の引上げが必要である。併せて、福島県の復興を促進させる上で最も、最低賃金の引上げにより、一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかける上で非常に重要なことである。

現在の福島県最低賃金は、時間額で 705 円となっているが、この金額は政労使が合意し目標として掲げた最低額と大きく乖離しているとともに、その水準は平成 19 年からの 8 年間、全国水準で 31 位と低位にあり、県内勤労者の賃金水準や経済実勢等と比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引上げが極めて重要な課題となっている。

よって、本市議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する下記事項について強く要望する。

記

- 1 福島県最低賃金については、平成22年6月に行われた「雇用戦略対話」の合意に沿った引上げを図ること。
- 2 福島県の復興促進、労働人口の流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正を図ること。
- 3 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引上げを行う環境を整備すること。
- 4 一般労働者の賃金引上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

福島県須賀川市議会議長 広瀬吉彦

内閣総理大臣

厚生労働大臣 宛

福島労働局長

議員提出意見書案第2号

給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第1号）第8条第2項の規定により提出します。

平成28年3月18日

教育福祉常任委員長 生田目進

須賀川市議會議長 広瀬吉彦様

## 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書

奨学金利用者は年々増加し、現在、大学生の2人に1人が何らかの奨学金を利用している。その背景は、1つに、大学の授業料の値上げが繰り返され、我が国の学費は世界で最も高い水準になっている。2つに、経済の悪化や雇用制度の変化に伴い、非正規労働者が勤労者の4割となり、親の経済力の低下に伴い、奨学金に頼らなければ大学に進学できない学生が多数を占めるようになっている。

一方、卒業しても不安定雇用や低賃金により、返済に苦しむ若者が増加しており、延滞者は33万人に及んでいる。初めから安定した収入を得て返済するという制度の前提が今では大きく崩れていると言わざるを得ない。

O E C D加盟国 34 か国のうち、半数近くの国は大学の授業料は無償で、32 か国に公的な奨学金制度があり、大学の授業料が有償で、国による給付型奨学金制度がないのは日本だけである。

持続可能な社会のために世代を超えて若者を社会全体で支援し、少子高齢化、人口減少や地方の衰退に歯止めをかけることが極めて重要な課題となっている。

このような理由から、国に対して給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める下記の事項について強く要望する。

### 記

- 1 速やかに大学等において、国として新たな制度運営を前提とした給付型奨学金制度導入と高等学校等を含めて拡充を図ること。
- 2 現在の貸与型奨学金制度の改善を図ること。
- 3 大学等の学費の引下げや授業料免除の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 3月 日

福島県須賀川市議会議長 広瀬吉彦

内閣總理大臣

衆議院議長

參議院議長

財務大臣 宛

文部科学大臣

厚生労働大臣